

平成30年第3回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 9月4日～9月27日：24日間)

月日	曜	本会議	委員会	審査事項
9月4日	火	開議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第4号 3. 質問第1号～第4号 4. 認定第1号～第10号 5. 議案第41号～第47号 6. 請願第1号 「議案上程・提案理由説明」 「質疑・討論・採決」
9月5日	水	休会		
9月6日	木	開議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～第10号 3. 議案第41号～第47号 4. 請願第1号 「質疑・委員会付託」
9月7日	金	休会		
9月8日	土	休会		
9月9日	日	休会		
9月10日	月	休会	委員会	
9月11日	火	休会	委員会	
9月12日	水	休会	委員会	
9月13日	木	休会	委員会	
9月14日	金	休会	委員会	
9月15日	土	休会		
9月16日	日	休会		
9月17日	月	休会		
9月18日	火	休会	委員会	
9月19日	水	休会	委員会	
9月20日	木	休会	委員会	
9月21日	金	休会	委員会	
9月22日	土	休会		
9月23日	日	休会		
9月24日	月	休会		
9月25日	火	休会		
9月26日	水	休会		
9月27日	木	開議 午前10時		1. 認定第1号～第10号 2. 議案第41号～第47号 3. 請願第1号 4. 意見書案第10号～第14号 「議案上程・提案理由説明」 「委員長報告・質疑・討論・採決」



## 諸般の報告

第3回中間市議会定例会  
平成30年9月4日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、平成30年6月25日、7月9日、25日、8月1日、14日、27日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

(1) 一般会計及び特別会計 平成29年度1月分～3月分  
平成30年度4月分～5月分

(2) 病院事業会計 平成29年度3月分

2. 中間市債権管理条例第20条及び中間市債権管理条例施行規則第12条の規定により、放棄した私債権の報告書を、8月9日付で市長から下記のとおり受領した。

記

放棄した債権の名称	件 数	金 額
公営住宅使用料	1 件	4 4 8, 0 0 0 円
中間市営自動車駐車場使用料	2 1 件	6 8 3, 5 8 0 円
住宅新築資金貸付金	1 1 件	2, 2 2 7, 0 3 5 円
水道料金	7 7 件	1 4 1, 2 5 2 円
診療費	1 1 件	1, 0 7 5, 4 3 0 円

3. 地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成29年度中間市一般会計継続費精算報告書を、市長から8月9日付で受領した。

4. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、平成30年8月9日付で市長から下記のとおり受領した。

記

(1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

・相手方 中間市在住 女性 72歳

・事故の概要 事故発生日時 平成30年5月23日(木) 午前8時40分頃  
事故の発生場所 中間市蓮花寺三丁目2番16号地先

事故の概要 市職員が中間市蓮花寺三丁目2番16号地先丁字路交差点付近を公用車で走行中、市道鳴王寺・塘ノ内線側から走行してきた相手方車両が当該公用車と衝突した。

これにより、相手方車両の前方右側フェンダーが破損し、また、公用車については、前方中央部がへこみ、ラジエターの水漏れにより走行ができない状態が生じた。

・損害賠償の額 60,000円

5. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、8月14日付で教育長から受領した。

6. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、8月27日付で、市長から受領した。

7. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、9月1日付で市長から下記のとおり受領した。

(意見書の提出)

平成30年6月22日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

### 記

- (1) 国内の食料自給率をこれ以上減らさないことを求める意見書
- (2) 保育士不足を解消するため、保育士の待遇改善を求める意見書
- (3) 主要農作物種子法復活法案についての意見書
- (4) 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

---

平成30年 第3回 9月（定例）中間市議会会議録（第1日）

平成30年9月4日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

平成30年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 質問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 質問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 質問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(日程第3～日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 認定第1号 平成29年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第2号 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第3号 平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 平成29年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 平成29年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 平成29年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第9号 平成29年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第16 認定第10号 平成29年度中間市病院事業会計決算認定について  
(日程第7～日程第16 提案理由説明)
- 日程第17 第41号議案 平成30年度中間市一般会計補正予算（第1号）

日程第18 第42号議案 平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（日程第17～日程第18 提案理由説明）

日程第19 第43号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第20 第44号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例

（日程第19～日程第20 提案理由説明）

日程第21 第45号議案 中鶴更新住宅（1期）新築工事（建築工事）請負契約について

（日程第21 提案理由説明）

日程第22 第46号議案 財産の処分について

（日程第22 提案理由説明）

日程第23 第47号議案 中間市道路線の認定について

（日程第23 提案理由説明）

日程第24 請願第1号 全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書の提出を求める請願

（日程第24 趣旨説明）

日程第25 会議録署名議員の指名

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（16名）

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辯君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 欠 員（1名）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	市長公室長	佐伯 道雄君
総務部長	園田 孝君	市民部長	安徳 保君
保健福祉部長	船津喜久男君	建設産業部長	藤田 宜久君
教育部長	田中 英敏君		
環境上下水道部長		井上 一君	
市立病院事務長	貞末 孝光君	消防長	三船 時彦君
企画政策課長	濱田 学君	総務課長	後藤 謙治君
財政課長	藏元 洋一君		
人権男女共同参画課長		大庭 省二君	
福祉支援課長	亀井 誠君	健康増進課長	岩河内弘子君
こども未来課長	平川 佳子君	介護保険課長	冷牟田 均君
都市計画課長	白石 和也君	上水道課長	田中 秀一君
下水道課長	岩切 伸一君	市立病院課長	末廣 勝彦君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	谷山 隆二君
書記	志垣 憲一君	書記	池田 恭君

---

午前9時59分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。会議に入ります前に、平成30年7月豪雨により多くの尊い命が失われました。犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。議場の皆様のご起立をお願いいたします。

（黙祷）

○議長（下川 俊秀君）

黙祷を終わります。お座りください。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより平成30年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月27日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

---

日程第2. 同意案第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、同意案第4号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。それでは、同意案第4号中間市固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります日高幸夫氏の任期が、本年9月21日で満了いたしますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第

423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより同意案第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号については、これに同意することに決しました。

---

日程第3. 諒問第1号

日程第4. 諒問第2号

日程第5. 諒問第3号

日程第6. 諒問第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、諒問第1号から日程第6、諒問第4号までの諒問4件を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります坪根澄枝氏の任期が、本年12月31日で満了と

なります。同氏におかれましては、9年にわたってご活躍いただきましたが、定年に達したため退任されることになりました。

同氏の長年にわたるご尽力につきましては、深く感謝いたしているところでございます。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして社会的信望も高く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられる上田献治氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります田中順二氏の任期が、本年12月31日で満了となります。

同氏におかれましては、3年にわたってご活躍いただきましたが、今期限りで勇退されることになりました。

同氏の長年にわたるご尽力につきましては、深く感謝いたしているところでございます。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして社会的信望も高く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられる乙藤和典氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります中垣美子氏の任期が、本年12月31日で満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります三角由紀子氏の任期が、本年12月31日で満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問4件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより諮問4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、候補者を適任と認めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と認めるに決定いたしました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、候補者を適任と認めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と認めるに決定いたしました。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号については、候補者を適任と認めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任と認めるに決定いたしました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第4号については、候補者を適任と認めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第4号は適任と認めることに決定いたしました。

---

日程第 7. 認定第 1号

日程第 8. 認定第 2号

日程第 9. 認定第 3号

日程第 10. 認定第 4号

日程第 11. 認定第 5号

日程第 12. 認定第 6号

日程第 13. 認定第 7号

日程第 14. 認定第 8号

日程第 15. 認定第 9号

日程第 16. 認定第 10号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、認定第1号から日程第16、認定第10号までの平成29年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

認定第1号から認定第8号までにつきましては、各会計別に一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差し引き額は3億8,530万円の黒字となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が40億410万円となり、前年度と比較いたしますと2,330万円の増額となっております。

法人市民税の増額に伴い、市民税は個人、法人合わせて3,520万円増額し、新築家屋及び償却資産の増加等に伴い、固定資産税及び都市計画税につきましても、900万円の増額となっております。

また、適正な債権管理及び徴収強化に積極的に取り組みました結果、市税徴収率は前年度の95.5%から96.2%へ上昇しております。

歳入におけるもう一方の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと、52億9,420万円となり、前年度と比較いたしますと1,820万円の減額となっております。

一方、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債につきましては、前年度より1,520万円の増額となる4億9,830万円となっております。

地方交付税の減額の要因といたしましては、普通交付税が社会保障に係る財政需要の伸び等に伴い増額となる一方、国の地方交付税総額が前年度から2.2%減額されているこ

と等に伴い、特別交付税が大きく減額となったところによるものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、まず義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費におきましては、人事院勧告に準じた期末勤勉手当支給率引き上げ等により、前年度と比較しまして2,640万円の増額いたしております。

扶助費におきましては、生活保護受給者数の減少に伴う生活保護費減額等により、前年度と比較しまして3,090万円の減額の55億9,470万円となっております。

公債費におきましては、前年度と比較しまして460万円増額となる19億5,280万円となっております。

次に、主な事業につきましてご説明を申し上げます。

総務費におきましては、平成28年度からの継続費として実施しております市庁舎本館耐震補強工事に1億5,730万円を支出し、防災拠点施設である市庁舎本館全ての耐震補強工事が完了いたしております。

民生費におきましては、低所得者を対象とした経済対策臨時福祉給付金を1億5,640万円支出し、所得の底上げ、消費の下支えを図りました。

保健衛生費におきましては、乳幼児から高齢者まで、幅広い年齢層を対象に予防接種及び各種保健事業を実施するとともに、戸別訪問や地域に出向いた健康教育の場を活用し、積極的な健診受診を勧奨することで、市民の皆様の健康増進を推進いたしております。

さらに、新たな取り組みとして市が実施する健康事業への参加者にポイントを付与し、市の特産品等を贈呈するなかま健康マイレージ事業を実施し、健診の受診率向上、市民の健康づくりへの動機づけを図りました。

労働費におきましては、本市独自で緊急雇用事業を実施するとともに、市内中小企業者への指導事業等補助金に100万円を出資するなど、単独事業も積極的に実施し、地域の実情に合った雇用確保対策を展開しております。

農林水産費におきましては、老朽化の進んだ上底井野地区の農業用水路の改良工事に630万円を支出し、農業用水の確保、農産物育成の向上に取り組んでおります。

商工費におきましては、地方創生拠点整備交付金を活用し、中間市チャレンジショップの整備を行いました。この事業の実施により、新規起業者を支援し、地域経済の活性化を推進してまいります。

また、観光施策におきましては、フットパス全国大会の開催や、各地で開催されたイベントへの出展等を通じ、本市の魅力を広く発信いたしました。その結果、平成29年度に本市を訪れた観光客数は、13万9,168人となっており、前年度から大幅に増加いたしております。

土木費における道路新設改良費につきましては、合計17件の工事を行っており、継続して実施しております御座ノ瀬中ノ谷線バイパス道路新設工事費に5,400万円を支

出し、事業を完了いたしております。

住宅費におきましては、中鶴地区公営住宅建替事業として、更新住宅新築工事に伴う基本実施設計業務に2,090万円、地域優良賃貸住宅建設予定地の土地等購入に1億9,590万円を支出し、中鶴地区の住環境整備を推進いたしております。

消防費におきましては、高規格消防自動車寄贈事業を活用した消防自動車更新費用に1,450万円を支出し、消防車両の充実を図っております。

また、老朽化した防火水槽及び消防団格納庫の改修工事を実施することで、消防防災活動の拠点整備を図っております。

教育費におきましては、児童が快適に学習できる教育環境の整備を図るため、小学校3校のトイレの改善工事に8,950万円を支出いたしております。この事業につきましては、年次的に実施し、市内全ての小中学校のトイレの改善を行う予定といたしております。

以上が、一般会計の決算の概要でございます。

引き続き、特別会計につきましてご報告いたします。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は65億6,970万円、また、歳出総額は75億8,370万円となり、差し引き10億1,390万円の歳入不足となっております。

この中から、前年度繰上充用金12億3,600万円を除く単年度決算につきましては、2億2,210万円の黒字となっております。この要因といたしましては、前期高齢者交付金の概算交付額が3億560万円増額したことなどによるものでございます。しかしながら、前期高齢者交付金の過大交付分は、平成31年度の国民健康保険事業費納付金で調整されることから、福岡県への納付額の大幅な増加が予想されるところでございます。

また、国民健康保険税につきましては、平成29年度に税率等への改正を行ったものの、被保険者数の減少等により、前年度より1,220万円の減額となっております。しかしながら、税率等の改正を行わなかった平成27年度から平成28年度にかけては4,190万円の減額であったことから、歳入減の幅を縮小する効果があったものと考えられます。

次に、国民健康保険の概要でございますが、各月平均の加入者は、平成29年度1万1,366人でございまして、平成28年度に比べ652人減少しております。

また、1人当たりの年間療養諸費は、医療の高度化等の要因により、平成28年度に比べ8,321円増加し、33万3,867円となっております。平成30年度より国民健康保険財政の運営を都道府県単位で行うこととなりましたが、今後も国民健康保険税の徴収強化及び保健事業を充実し、市民の健康増進を推進することにより、医療費の適正化に努め、福岡県と連携し国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

次に、住宅新築資金等特別会計につきましては、歳入総額は貸付金元利収入等570万円に対し、歳出総額は繰上充用金等の3億4,950万円で、差し引き3億4,380万円

の歳入不足となりました。

この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金助成推進事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することにより、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差し引き額は130万円の黒字となっており、その主なものといたしましては、中鶴地区、曙地区の下水処理場等を維持管理する経費でございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差し引き額は340万円の黒字となっております。

公共下水道は、土手ノ内地区の調整池建設、堀川左岸地区の雨水管路整備、砂山地区など市内21地区の下水道整備を行い、普及率は75.6%に達しております。

また、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は86.2%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努めてまいります。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、平成27年度をもって地方債の償還が完了し、新たな用地の取得もないことから、歳入歳出ともに生じておりません。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入49億8,770万円、歳出47億8,000万円となり、歳入歳出差し引き2億760万円の黒字となっております。平成30年3月末現在における要介護認定者数は3,277人で、前年度に比べ1.5%増加し、保険給付費は41億7,590万円で前年度に比べ1億3,430万円、率にして3.1%減少しております。

要因といたしましては、介護報酬単価の引き下げや特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上となったこと、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスが地域支援事業費における介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことなどが考えられます。今後も高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が増加することが予想されるため、介護保険財政は厳しい状況が続くことが考えられますことから、引き続き注視をしてまいります。

同じく介護サービス事業勘定では、要支援者の年間給付管理件数は7,806件であり、歳入4,530万円、歳出3,580万円となり、歳入歳出差し引き950万円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額7億9,040万円、歳出総額7億7,330万円、差し引き額1,710万円の黒字となっております。

歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。1,710万円の黒字決算となっておりますが、このうち1,610万円は、市町村の会計において出納整理期間中であります4月及び5月に納付されました被保険者からの保険料

でございまして、本年度福岡県後期高齢者医療広域連合に支出いたしております。

今後も、福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にして、安心、信頼の医療の確保及び予防医療の推進並びに医療費の適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまいります。

一般及び特別それぞれの会計における決算概要は以上でございます。

最後に、平成29年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質収支は2,690万円の黒字、単年度収支は5,040万円の赤字となっております。また、基金残高は前年度から4億930万円減額の21億1,840万円となり、3年連続の減額となっております。

一方、地方債残高は前年度から7億2,490万円の減額となる127億9,190万円となっております。これで、平成17年度決算から13年連続して地方債残高の減額を達成し、ピーク時の約196億円から68億円もの減額となりました。

また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましては、実質公債費比率が14.6%、将来負担比率が70.1%で、いずれも国が示す早期健全化基準からは大きく下回っているものの、他の自治体と比較すると高い数値となっております。

さらに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は98.5%で、依然として財政硬直化を示す数値となっております。このように厳しい財政状況にあることには変わりございません。さらに、今後は人口減少への対応策、加速する少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境整備や公共下水道事業推進等の市民ニーズの高い行政サービス及び想定を上回る伸びを示す社会保障費の財源確保、国民健康保険事業における累積赤字解消といった諸問題も山積しております。

今後とも行政の効率化により経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤を確立するという財政規律を保持しながら、中間市の魅力を全力発信することで地域活性化の取り組みをさらに推進し、地方創生の実現を図ってまいる所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出をいたしております。

次に、認定第9号平成29年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金2億2,996万3,495円のうち5,000万円を建設改良積立金へ積み立て、残余1億7,996万3,495円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきましては、収益的収入及び支出における総収益は10億1,053万3円となり、前年度と比較いたしますと1,437万7,946円の減額となっております。これに対する総費用といたしましては、9億5,697万800円となり、前年度と比較いたしますと84万9,104円の増額となっており、当年度の純利益は5,355万9,203円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入につきましては、2億3,698万4,098円で、これに対する総支出は5億8,559万1,833円となり、差し引き3億4,860万7,735円の不足が生じましたが、この不足額は当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんいたしております。

次に、平成29年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万8,693戸で前年度より64戸増加しておりますが、給水人口につきましては、6万1,483人で前年度より575人減少しております。また、有収水量は566万4,738立方メートルで、前年度より4万2,724立方メートル減少いたしております。

近年は給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の進展とあわせ生活様式が多様化する中、節水意識の向上などにより給水収益の伸びは期待できない状況でございます。それに加え、老朽化した施設の維持に伴う改良等も必要な時期を迎える、費用の増大も見込まれるなど、水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなることが予想されますが、今後も良質な水質の維持、向上に向け、より一層効率的経営のもと健全な事業運営を継続しつつ、安心で安全な水道水の安定供給に努めてまいる所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけまして議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

次に、認定第10号平成29年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明いたします。

まず、収益的収支につきましては、経常収益20億1,348万6,627円に対し、経常費用は20億478万4,117円となり、870万円の経常利益を計上することができました。

また、総収益20億2,357万2,154円に対し、総費用20億1,657万7,394円となり、単年度収支において699万円の純利益となっております。これにより、前年度繰越欠損金2億8,413万98円から当年度純利益を差し引きました2億7,713万5,338円が当年度未処理欠損金となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入9,163万8,000円に対しまして、支出は1億1,819万6,465円となり、これにより差し引き不足額2,656万円につきま

しては、繰越損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。

また、患者数につきましては、入院延べ患者数は2万3,477人で1日平均64人となっており、外来延べ患者数は6万1,441人で1日平均227人となっております。

本年度も地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面においても欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第17. 第41号議案

日程第18. 第42号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、第41号議案及び日程第18、第42号議案の平成30年度補正予算2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第41号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、まず歳入につきまして普通交付税及び臨時財政対策債が決定いたしましたので、その額を補正するものでございます。

平成30年度における地方交付税の総額は、東日本大震災分を除く通常収支分として、地方財政計画により16兆85億円とされ、前年度より2.0%の減額と示されておりましたことから、これに基づいた予算措置を行っておりました。

しかしながら、本年度の普通交付税におきまして、下水道費及び公債費の算入額が増加したこと等により、普通交付税額は当初予算の計上額を上回る44億7,040万円と決定されましたことから、今回3,370万円の増額補正を行うものでございます。

一方、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債におきましては、4億8,980万円となり、当初の予算計上額を下回ったため、100万円減額いたしております。

次に、歳出につきましては、まず債務負担行為補正といたしまして、中鶴地区定住促進住宅（1期）整備事業を計上いたしております。本事業は、いわゆるPFI法を活用する

ことで、市の財政負担が生じることなく民間の手法による質の高いサービスを提供し、本市の定住促進施策を推進するものでございます。

なお、債務負担行為の期間は、平成30年度から平成61年度まで、限度額は10億4,350万円といったしております。

その他歳出の主なものといったしましては、総務費におきまして、公共施設の省エネルギー化の可能性調査等を実施するエネルギー利用モデル構築促進事業に390万円を計上いたしております。

民生費におきましては、地域総合福祉会館の外壁劣化調査業務に190万円を計上いたしております。

教育費におきましては、小学校のブロック塀修繕に480万円を計上し、児童が安全に過ごせる教育環境の整備を推進してまいります。

また、平成29年度からの繰越事業費と重複して計上しておりました小学校トイレ改善事業につきましては、繰越事業費におきまして有利な財源が確保できましたことから、1億1,660万円を減額いたしております。

災害復旧費におきましては、7月6日の集中豪雨により冠水した遠賀川河川敷グラウンドの復旧工事に740万円を計上いたしております。

続きまして、その他歳入の主なものといったしましては、エネルギー利用モデル構築促進事業補助金を390万円、県道中間水巻線改良事業に伴う市有地売り払い収入を4,270万円、災害復旧事業債を740万円、それぞれ追加計上する一方、学校施設改善交付金を3,920万円、学校教育施設整備事業債を5,800万円、財政調整基金繰入金を8,330万円減額いたしております。

冒頭に述べましたとおり、普通交付税につきましては、当初予算より大幅な増額となっておりますが、平成29年度決算額と比較いたしますと8,180万円の減額となっておりますことから、引き続き限られた財源を最大限に活用し、効率的な財政運営に努めてまいります。

以上により、歳入歳出それぞれ6,850万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ179億4,834万2,000円とするものでございます。

次に、第42号議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

まず、歳出といったしましては、保険事業勘定におきまして平成29年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金といったしまして、国庫償還金1億1,540万円、県償還金610万円、支払基金償還金620万円及び地域支援事業費の確定に伴う償還金といったしまして、国庫償還金10万円、県償還金5万円を増額いたしております。

また、介護保険法の改正による処遇改善加算審査委託料といったしまして40万円、人事異動に伴う職員人件費といったしまして760万円を増額いたしております。

次に、歳入といったしましては、保険事業勘定におきまして介護保険料低所得者軽減措置における一般会計繰入金といったしまして1,310万円、平成29年度事業における地域支援事業費の確定に伴う追加交付金といったしまして、支払基金交付金1,720万円及び歳出補正に伴う財源調整といったしまして、前年度繰越金9,770万円を追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億3,626万円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ50億7,361万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております平成30年度補正予算2件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第19. 第43号議案

日程第20. 第44号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第19、第43号議案及び日程第20、第44号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第43号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、本年4月27日に施行されたことに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、同省令で「従うべき基準」とされている家庭的保育事業者における代替保育及び調理業務に係る基準が改められましたことから、条例におきましてもこれに合わせるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたします。

次に、第44号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市の敬老祝金給付事業におきましては、これまで満77歳、満88歳及び満99歳以上の高齢者の方を給付対象者としておりましたが、先の6月市議会におきまして、平成31年度から給付対象者を見直し、満88歳及び満99歳以上の高齢者の方とすることについて議決をいただいたところでございます。

今回の条例改正は、この条例改正を踏まえまして、事業の趣旨などを見直すものでございます。

改正の内容といたしましては、本事業につきましては、これまでどおり給付対象者に対する敬老の意を表することに加え、長寿を祝福することとすることで、長寿の方に対しより深く敬老の意を表するものとするため、祝金の名称を「長寿祝金」とし、その趣旨を改めるものでございます。

また、現在長寿の方に対する祝福と敬老の意を込めまして、満100歳の節目を迎えた給付対象者に対し、祝金とあわせて表彰状の贈呈を行っておりますところ、本事業の趣旨を実現するものとして、これを条例に明示するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成31年4月1日といたしております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第21. 第45号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第21、第45号議案中鶴更新住宅（1期）新築工事（建築工事）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第45号議案中鶴更新住宅（1期）新築工事（建築工事）請負契約について、提案理由を申し上げます。

中鶴地区にあります市営住宅は、昭和44年度以降に建築された公営住宅及び改良住宅の混在団地であり、建物の耐用年限を迎えることから、また、旧耐震基準の建物であり、耐震性が低いことから、平成24年度に策定されました中間市公営住宅長寿命化計画に基づき、建てかえを検討してまいりました。

改良住宅の建てかえにつきましては、現地建てかえが原則ではございますが、中鶴地区北側にあります改良住宅用地に隣接する市営中鶴駐車場の敷地を活用し、更新住宅（1期）を建設することにより、現入居者が仮移転を行うことなく円滑な建てかえが可能となりますこと、また、当該区域に更新住宅（1期及び2期）と公営住宅を集約することは可能となりますことから、建設計画及び今後の維持管理計画等を考慮し、一部非現地建てかえとすることといたしました。

また、現在本市では市営住宅や県営住宅などの公的住宅を中高層に建てかえることにより生じる余剰地に、定住促進対策として多様な世帯が入居可能な地域優良賃貸住宅や生活支援施設などを整備するとともに、広い歩道を備えた道路や公園、緑地などを配置することにより、中鶴地区の活性化を図る中鶴地区建替事業を進めております。

この事業におきましては、福岡県と連携を図り、国庫補助事業であります地域居住機能再生推進事業を活用しておりますが、改良住宅の建てかえにつきましては、改良住宅の一部が特定鉱害復旧対策工事の対象として認定されておりすることから、更新住宅（1期）の建設事業費の一部を、公益財団法人特定鉱害復旧事業センターが負担することとなっております。

それでは、今回計画しております中鶴更新住宅（1期）の概要についてご説明申し上げます。

まず、建築場所につきましては、中鶴市営駐車場跡地で敷地面積約1,790平方メートルとなっております。

次に、建物につきましては、建築面積約470平方メートル、延べ床面積約1,730平方メートルの鉄筋コンクリート造り5階建ての建物で、整備戸数は30戸、現在中鶴改良住宅に居住している方々のうち、30世帯が入居することとなっております。

なお、中鶴更新住宅（1期）新築工事につきましては、本件建築工事に加え、電気設備工事及び機械設備工事を平成30年度に、外構工事を平成31年度に発注することとしております。

本件工事に係る請負契約につきましては、8月16日に予定価格を4億2,335万8,920円とし、3共同企業体による指名競争入札を実施しましたところ、永野・井上・ヒヤムタ建設工事共同企業体が4億1,472万円で落札いたしております。

これにより、同日付で同企業体と仮契約を締結いたしております。この契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、1件の予定価格が1億5,000万円以上である工事の請負契約を締結する場合におきましては、議会の議決が必要とされておりますことから、議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第45号議案に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第22. 第46号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第22、第46号議案財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第46号議案財産の処分について、提案理由を申し上げます。

県道中間引野線の慢性的な渋滞の緩和のため、バイパスの整備を目的として福岡県にお

いて、県道中間水巻線道路改良事業を進めております。

この事業の実施に当たりまして、福岡県から県道中間水巻線道路改良事業用地として、中間市岩瀬三丁目の吉田ぼた山付近に位置する市有地について購入の要望がありましたことから、検討を行った結果、当該土地について福岡県に売り払うことで合意に達し、本年8月17日付で売買代金を4,271万68円とする売買契約の仮契約を締結いたしました。

つきましては、この土地の処分に当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第46号議案に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第23. 第47号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第23、第47号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第47号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定をいたします路線は、道元16号線の1路線でございます。市道中尾中間線が県道であった当時の交差点改良工事により生じ、県が管理している道路残地につきましては、近隣の住環境整備のため、県と本市との覚書において、県が道路として整備し、竣工後は本市が管理することとしておりますことから、当該路線を市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、平均幅員8.85メートル、実延長35.57メートルでございます。

以上のとおり、当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第47号議案に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第24. 請願第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第24、請願第1号全ての駅をバリアフリー化にするための法制化を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

趣旨説明を求めます。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書の提出を求める請願の趣旨説明を行います。

今年もまた駅員が常駐し、バリアフリー整備が整った駅で視覚障がい者がホームから転落し、命を落としました。このように、駅員が配置され、バリアフリー設備が整った駅でさえ、転落死亡事故がつづいております。ゆえに、整備の整っていない無人駅は、より一層転落死亡事故が発生する可能が高いことは言うまでもありません。

利益追求が優先され、駅のバリアフリー化が進まないまま無人化が進められたことで、不便さや危険性にますます拍車がかかっております。そもそも高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、第1条に「高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」と規定され、また、障害者基本法では、第21条第2項に「交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利益の便宜を図ることによって、障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を努めなければならない」と規定がされており、今般のような駅の無人化は、これらの法律の趣旨に反するものであります。

つきましては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に規定されている人的規定を撤廃し、全ての意見において高齢者、障がい者等が安全に利用し、かつ円滑に移動できるようバリアフリー新法の対象として、乗降客数に関係なく全ての駅でバリアフリー化を推し進めていただくための法制化を求める意見書を、政府に対して提出をしていただきますことを請願するものであります。

皆様のご理解とご賛同を賜りますことを心からお願いを申し上げまして、趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております請願第1号に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第25. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第25、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において堀田克也君及

び柴田広辞君を指名いたします。

---

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時56分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 下川俊秀

議員 堀田克也

議員 柴田広辞

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長

議員

議員